

山形県電子入札システム運用要領

（目的）

第1条 この要領は、山形県建設工事等電子入札実施要綱（平成18年3月制定）第12条の規定により、山形県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）の管理運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- | | |
|--------------|---|
| （1）電子入札システム | 山形県が開発した、建設工事の請負並びに建設工事に係る調査、設計、測量及びコンサルタントに係る業務委託等の競争入札等の手続を電磁的方法により処理する体系をいう。 |
| （2）端 末 機 等 | 電子入札システムにおいて電子計算組織と通信回線を通じて、データの入出力を行う機器及び付随する周辺機器をいう。 |
| （3）電子認証機関 | 電子証明書を発行し、その証明書が正当なものであるかどうかを認証する機関をいう。 |
| （4）電 子 証 明 書 | 端末機に端末機の操作者資格などを電子認証機関を通じて認識させる I C カードをいう。 |
| （5）契 約 担 当 者 | 山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第2条第4号に掲げる者をいう。 |

（システムの管理）

第3条 電子入札システムに係るデータの保全、管理、記録媒体の管理は、建設企画課長（以下「統括システム管理者」という。）が行うものとする。

（電子証明書の管理）

第4条 発注機関が電子入札業務で使用する電子証明書の管理、その他の取扱いについては、別に定める山形県電子証明書取扱要領によるものとする。

（端末機等の管理）

第5条 入札業務を担当する課の所属長（以下「担当課長」という。）は、次の各号により端末機等を管理するものとする。

- （1）善良な管理者としての良心良識をもって行うこと。

- (2) 統括システム管理者の許可を受けずに端末機等の機器構成を変更しないこと。
- (3) 統括システム管理者の指示又は許可を受けずにソフトウェアの変更をしないこと。
- (4) 端末機等に障害が発生した場合には、速やかに統括システム管理者に連絡すること。

(運用時間)

第6条 電子入札システムの運用時間は、応札者側・発注者側ともに、平日の午前8時から午後10時までとする。

(システムの範囲及び対象業務)

第7条 電子入札システムによる執行の対象は、建設工事の請負並びに建設工事に係る調査、設計、測量及びコンサルタントに係る業務委託並びに建設工事に関連する一般業務委託の競争入札及び見積りの徴取の手段とする。

2 電子入札システムで対象とする業務は、次の7業務とする。

- (1) 利用者登録業務
- (2) 調達案件登録業務
- (3) 業者指名業務（指名競争入札、見積りの徴取に係るもの）
- (4) 入札参加資格確認結果通知業務（一般競争入札に係るもの）
- (5) 開札業務
- (6) 入札結果通知業務
- (7) 再入札業務

(システム障害時の対応)

第8条 担当課長は、電子入札システムに障害を発見した場合は、直ちに統括システム管理者に報告する。

2 統括システム管理者は、前項の報告を受けた場合又は運用管理において障害を発見した場合は直ちにその障害の程度の把握、原因の調査を行う。

3 統括システム管理者は、障害発生日の翌日（当該日が、山形県の休日を定める条例（平成元年3月県条例第10号）に規定する県の休日の場合は翌営業日とする。）の午前8時までの間に復旧時期についての判断を行い、各担当課長に連絡を行うものとする。

4 各担当課長は、統括システム管理者からの連絡を受けた後に、システム復旧に要する期間と書面入札への変更に必要な期間の比較、案件の緊急性、電子入札システムにおける案件の進捗状況等を総合的に勘案し、案件ごとに以下のいずれの方法により対応するかを決定するものとする。なお、詳細は別紙1に定める。

- (1) 開札予定日時等の変更を行い、システムが復旧したら、電子入札システムにより手続を継続する。

(2) 案件の執行方法を電子入札から書面入札に変更する。入札書が既に全部又は一部提出されていた場合、電子入札システムによる入札書か書面による入札書かを問わず、障害発生までに提出された全ての入札書を無効とし、全入札参加者より書面入札書を別途提出させるものとする。また、以降はシステムが復旧しても電子入札システムを使用しないものとする。

5 入札参加者より電子入札システムが使用できない旨の申出があった場合は、統括システム管理者は、障害の内容、程度、原因、復旧の可否について調査確認を行うものとする。

6 前項の調査の結果、当分の間障害復旧の見込みがない場合には、第3項及び第4項を準用するものとする。

7 一部の入札参加者が電子入札システムで提出した書類を発注者側で開けない等の場合で、電子入札システム全体には障害が発生していない場合の取扱いとは別紙2に定める。

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、平成24年12月3日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、令和4年7月1日から施行する。

附 則

この要領の一部改正は、令和7年4月1日から施行する。

別紙 1

第8条第4項関連（システム障害により、開札日時を延長する場合（第1号）、案件の執行方法を電子入札から書面入札に変更する場合（第2号）の取扱い）

1 要領第8条第4項第1号による場合

- （1）一般競争参加資格確認申請受付中に障害が発生した場合は、申請期限の到来する日の午前8時までに復旧した場合は案件に特段の変更を行わないものとする。また、それ以降も障害復旧しない場合又は申請期限の到来する日に障害が発生した場合は、書面入札承諾基準にかかわらず書面による申請を認める。
- （2）入札書受付中の案件に障害が発生した場合は、入札書提出期限の到来する日の午前8時までに復旧した場合は案件に特段の変更を行わないものとする。また、それ以降も障害復旧しない場合又は入札書提出期限の到来する日に障害が発生した場合は、まだ入札書を提出していない入札参加者に対し、書面入札承諾基準にかかわらず書面による入札を認める。
- （3）障害発生により開札できなくなる場合は、原則として開札予定時間の変更により対応するが、変更後の開札予定時間が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を送信（送信できない場合は、電話等で対応）するものとし、当該通知書の記事入力欄には、開札日時正式決定後に再度変更通知書が送信される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を送信（送信できない場合は、電話等で対応）する。

2 要領第8条第4項第2号による場合

次により、障害発生時別に応じ、入札方法を電子入札から書面入札に変更する旨、関係者に連絡する。

（1）一般競争入札

① 入札公告予定日まで

入札を書面入札により実施する旨公告文を変更して公告を行う。

② 入札書受付開始前まで

参加資格確認申請を提出した事業者又は入札参加資格を有する事業者に対し、書面入札に変更する旨を通知する（様式1）。

③ 入札書受付開始～開札まで

入札参加資格を有する事業者に対し、それまでに行われた電子入札を無効とし書面入札を執行する旨を通知する（様式2）。

（2）指名競争入札

① 指名通知書発行前まで

指名通知書に、入札は書面入札により執行する旨記載し、通知書は書面で送付す

る。

② 入札書受付開始前まで

指名した事業者に、書面入札に変更する旨を通知する。（様式１）

③ 入札書受付開始～開札まで

指名した事業者に対し、それまでに行われた電子入札を無効とし書面入札を執行する旨を通知する（様式２）。

年 月 日

殿

契約担当者 印

電子入札システムの障害発生に伴う入札手続の変更について

このことについて、電子入札システムの障害発生に伴い、今後の当該案件に関する取扱いを下記のとおりとしますので、御留意ください。

また、書面の入札書（及び積算内訳書のエクセルファイルを格納したCD又はDVD）を入札説明書に示した受付期間内に入札書等の提出場所に持参又は配達証明付書留郵便により提出してください。

記

- 1 案件名称 _____
- 2 入札方法 電子入札から書面入札に変更する。
- 3 留意事項 障害発生までに電子入札システムで行われた手続は有効なものとして取扱う。
- 4 システムの障害発生日時 年 月 日 時 分
- 5 その他 システムが障害から復旧しても、当該案件は電子入札には戻さず、書面入札により執行するものとする。

年 月 日

殿

契約担当者 印

電子入札システムの障害発生に伴う入札手続の変更について

このことについて、電子入札システムの障害発生に伴い、今後の当該案件に関する取扱いを下記のとおりとしますので、御留意ください。

また、書面の入札書（及び積算内訳書のエクセルファイルを格納したCD又はDVD）を入札説明書に示した受付期間内に入札書等の提出場所に持参又は配達証明付書留郵便により提出してください。

記

- 1 案件名称 _____
- 2 入札方法 電子入札から書面入札に変更する。
- 3 留意事項 既に入札書を提出した場合は、電子入札であるか書面入札であるかを問わず、当該入札書を無効とする。
ただし、一般競争入札に関する参加資格確認申請及び確認通知並びに指名競争入札に関する指名通知に係る、電子入札システムで行われた手続は有効なものとして取扱う。
- 4 障害発生日時 年 月 日 時 分
- 5 その他 システムが障害から復旧しても、当該案件は電子入札には戻さず、書面入札により執行するものとする。

別紙 2

第 8 条第 7 項関連（一部の入札参加者が電子入札システムで提出した書類を発注者側で開けない等の場合で、電子入札システム全体には障害が発生していない場合の取扱い）

1 一般競争入札の参加資格確認時において、一部の業者が提出した確認資料のファイルを開くことができず、再提出不可能な場合は、要領第 8 条第 5 項の調査を実施するものとする。調査の結果、**業者側の責めによるものでない**とみなされる場合は、添付した確認資料と同一のものを別途提出させ、当該業者のみ書面入札承諾基準にかかわらず書面による入札を可能とする。

（1）業者側の責めによるとみなされる場合の例示（申請は無効となる。）

- ・ 確認資料にコンピュータウィルスが含まれており、ウィルス駆除が困難な場合
- ・ 発注者側で確認資料の保存が可能であるが、ファイルを開くことができない場合（破損したファイルを添付したときに生じる事象）
- ・ 申請時に業者側端末で送付確認画面が表示されなかった場合（申請データの送付に失敗したときに生じる事象）

（2）**業者側の責めによるものでない**とみなされる場合の例示

- ・ 申請時に業者側端末で送付確認画面が表示され、かつ発注者側で確認資料の保存を行うことができない場合（一時的なシステム不具合）

2 入札書に添付された積算内訳書確認時において、提出された積算内訳書を開くことができないときは、要領第 8 条第 5 項の調査を実施するものとする。調査の結果、**業者側の責めによるものでない**とみなされる場合は、開札までに、添付した積算内訳書と同一のものを別途提出させるものとする。開札時までに原因者が特定できないときは、開札を延期して調査の上個別に判断する。

（1）業者側の責めによるとみなされる場合の例示（入札は無効となる。）

- ・ 積算内訳書にコンピュータウィルスが含まれており、ウィルス駆除が困難な場合
- ・ 発注者側で積算内訳書の保存が可能であるが、ファイルを開くことができない場合（破損したファイルを添付したときに生じる事象）
- ・ 入札書提出時に入札書受付票が発行されなかった場合（入札書を提出せずにシステムを終了したときや入札書の提出に失敗したときに生じる事象）

（2）**業者側の責めによるものでない**とみなされる場合の例示

- ・ 入札書提出時に入札書受付票が発行され、かつ発注者側で積算内訳書の保存を行うことができない場合（一時的なシステム不具合）

3 開札時において、提出された入札書に障害が発生したときは、要領第 8 条第 5 項の調査の後、**業者側の責めによるものでない**とみなされる場合は、案件の執行方法を書面入

札に変更するものとする。この場合、書面入札への変更の取扱いは、要領第8条第4項第2号を準用する。

(1) 業者側の責めによるとみなされる場合の例示（入札は無効となる。）

- ・ 入札書提出時に入札書受付票が発行されなかった場合（入札書を提出せずにシステムを終了したときや入札書の提出に失敗したときに生じる事象）

(2) **業者側の責めによるものでない**とみなされる場合の例示

- ・ 入札書提出時に入札書受付票が発行され、かつ発注者側で当該業者の開札を行うことができない場合（一時的なシステム不具合）